

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、違法に道路に設置された物件の保管の手続等を定めるものとする事。
(第一条関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 附則

この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行するものとする事。
(附則関係)